

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

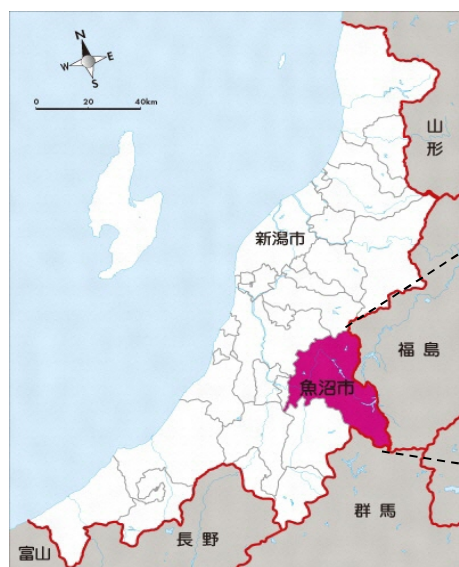
(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

本計画を共同申請する商工会地域を包括する魚沼市は、新潟県の南東部に位置し、福島県と群馬県の県境に接している。平成16年11月、小出町、堀之内町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村の6町村が合併して誕生した。市の総面積は946平方キロメートルで、その約84%が森林であり、越後三山只見国定公園やダム湖が存在する。気候は夏に高温多湿で、冬は雪深く、季節による寒暖差が大きい。清らかな雪どけ水と河川が形成する豊かな土壌で育った米は、品質が高く、全国的に知られる高級ブランド米「魚沼産コシヒカリ」として評価されている。

昭和57年に上越新幹線、昭和60年に関越自動車道が開通し、東京からの移動時間は新幹線で約1時間30分、車で約3時間と関東圏からの交通アクセスは良好である。

○魚沼市



2) 当地域における災害等リスク

当地域における立地状況を踏まえつつ、魚沼市が策定する「魚沼市地域防災計画」や「ハザードマップ」等を基に、災害情報を整理した当地域における災害リスクは以下のとおりである。

①洪水による災害リスク

当市のハザードマップによると、魚沼市内を流れる9河川（魚野川・破間川・佐梨川・羽根川・田河川・三用川・水無川・和田川・西川）の一带は、洪水時の浸水が想定されるエリアになっている市街地を含む川沿いの広範な地域では、0.5m以上の浸水が予測されており、一部の地域では浸水深が10mを超える可能性もある。こうした浸水により、多くの地域で被害が発生するリスクがある。

ハザードマップはおよそ1000年に1度の頻度を想定しているとはいえ、近年各地で発生している豪雨災害を踏まえると、警戒が必要である。

②土砂災害による災害リスク

新潟県は、土砂災害防止法に基づき土砂災害のおそれのある区域を調査し、土砂災害警戒区域

及び土砂災害特別警戒区域を指定しており、本市においては、令和2年1月31日現在、799箇所の土砂災害警戒区域、487箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

③地震による災害リスク

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以下の確率で発生すると言われている。

④豪雪による災害リスク

当市は全国有数の豪雪地のため、積雪期における地震による雪崩や土砂災害が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

また、道路においても、短期間に集中した降雪や雪崩により、生活道路の不通や幹線道路における交通障害等市民生活や経済活動に大きな影響が懸念される。

⑤感染症によるリスク

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、相次ぐ変異株の出現により国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

令和7年4月1日現在

- ・商工業者数 1,639人（魚沼市商工会 1,457人・守門入広瀬商工会 182人）
- ・小規模事業者数 1,471人（魚沼市商工会 1,300人・守門入広瀬商工会 171人）

【内訳 魚沼市商工会】

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考（立地状況等）
商 工 業 者	建設業	316	295	22.7%	市内広域に分布
	製造業	164	134	10.3%	市内広域に分布
	卸売業	41	31	2.4%	市内広域に分布
	小売業	261	221	17.0%	市内広域に分布
	飲食・宿泊業	205	198	15.2%	市内広域に分布
	サービス業	388	352	27.1%	市内広域に分布
	その他	82	69	5.3%	市内広域に分布
	合計	1,457	1,300	100.0%	

（出典：魚沼市商工会独自名簿）

【内訳 守門入広瀬商工会】

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考（立地状況等）
商 工 業 者	建設業	45	42	24.6%	市内広域に分布
	製造業	29	28	16.4%	市内広域に分布
	卸売業	6	5	2.9%	市内広域に分布
	小売業	27	24	14.0%	市内広域に分布
	飲食・宿泊業	26	25	14.6%	市内広域に分布
	サービス業	46	45	26.3%	市内広域に分布
	その他	3	2	1.2%	市内広域に分布
	合計	182	171	100.0%	

（出典：守門入広瀬商工会独自名簿）

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組

- ・魚沼市地域防災計画の策定
- ・魚沼市ハザードマップの作成
- ・防災啓発活動の実施
- ・災害時応援協定の締結
- ・避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成
- ・防災対策備品の備蓄
- ・防災行政無線、魚沼市公式LINE、魚沼市緊急速報メール、緊急告知ラジオ(防災ラジオ)等による防災情報発信手段の充実

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知及び「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）や総合火災共済（新潟県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・防災備品（ヘルメット・スコップ・懐中電灯等）の備蓄
- ・緊急避難施設としての魚沼市商工会館の管理
- ・魚沼市商工会危機管理規程並びに危機管理マニュアルの策定

II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

現状では自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。事業者BCPの策定に関する市内全体の取組状況は、未だ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取り組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) 災害対応ノウハウ、人材不足

事業者の防災対策が十分に進まない理由として、小規模事業者の人材等の経営資源の不足が挙げられる。事前対策の必要性は理解していても、日々の事業活動に手一杯であるうえ、策定のノウハウや経験が不十分なことから、BCPの策定や対策にまで至らない現状がある。

また、商工会としても平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不十分であり、更には保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

(3) 感染症対策への対策が不十分

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等が必要である。

III 目標

(1) 小規模事業者への災害対策の重要性周知とBCP策定支援

市内小規模事業者に対して、巡回訪問やセミナー等を通じて自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知活動を強化する。また、専門家や損害保険会社との連携による相談支援の体制を整え、特に小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後における連絡・情報共有を円滑に行うため、商工会と魚沼市との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後速やかな復興支援策が実行できるよう、また市内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行うため、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症等対策・施策の周知

感染症対策においては、行政（国・県・市）や関係機関からの情報を迅速に収集し、対応策、支援策などを周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・市内商工会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和7年に制定した魚沼市商工会危機管理規程及び危機管理マニュアル、平成26年に作成した守門入広瀬商工会危機管理マニュアル及び平成27年に制定した守門入広瀬商工会危機管理規程について、本計画との整合性を整理し、自然災害や感染症の発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、各種共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・魚沼市商工会では令和7年に危機管理規程、危機管理マニュアルを作成済み（別添）。
- ・守門入広瀬商工会では平成26年に危機管理マニュアル、平成27年に危機管理規程を作成し、随時更新している（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・新潟県火災共済協同組合に担当者の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや共済等の紹介を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 窓口・巡回相談時に、小規模事業者のBCP等取組状況について確認し、その事業者の状況に応じて、計画策定や保険等加入について支援を行い、取組状況のフォローアップを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害等（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒及び職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・ 魚沼市地域防災計画に基づき、当会は下記の項目について協力を行う。
 - (ア) 会員等の被災状況を把握する。
 - (イ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
 - (ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員等へ周知する。
 - ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。連絡手段として電話やFAX、メールにて行うが、通常の連絡手段が使用できない場合は直接訪問して被害情報等を共有する。

時 期	頻 度
発災より 1 週間	1 日に 2 回程度共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回程度共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する

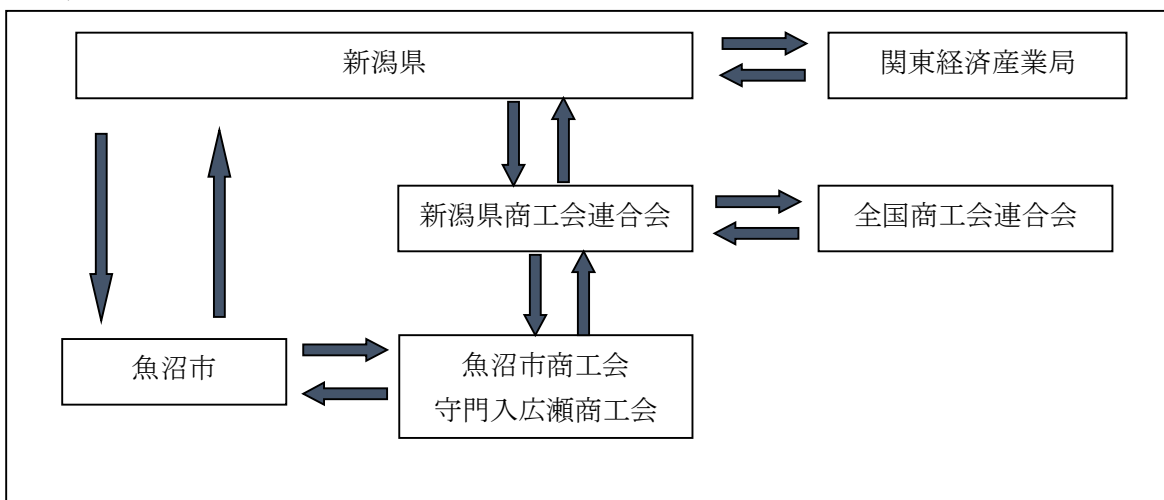
※その他、必要に応じてその都度共有する。

- ・ 当市で取りまとめた「魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・ 市内商工会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 市内商工会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて市内商工会又は当市より県へ報告する。

< 連絡ルート >



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、魚沼市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、魚沼市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

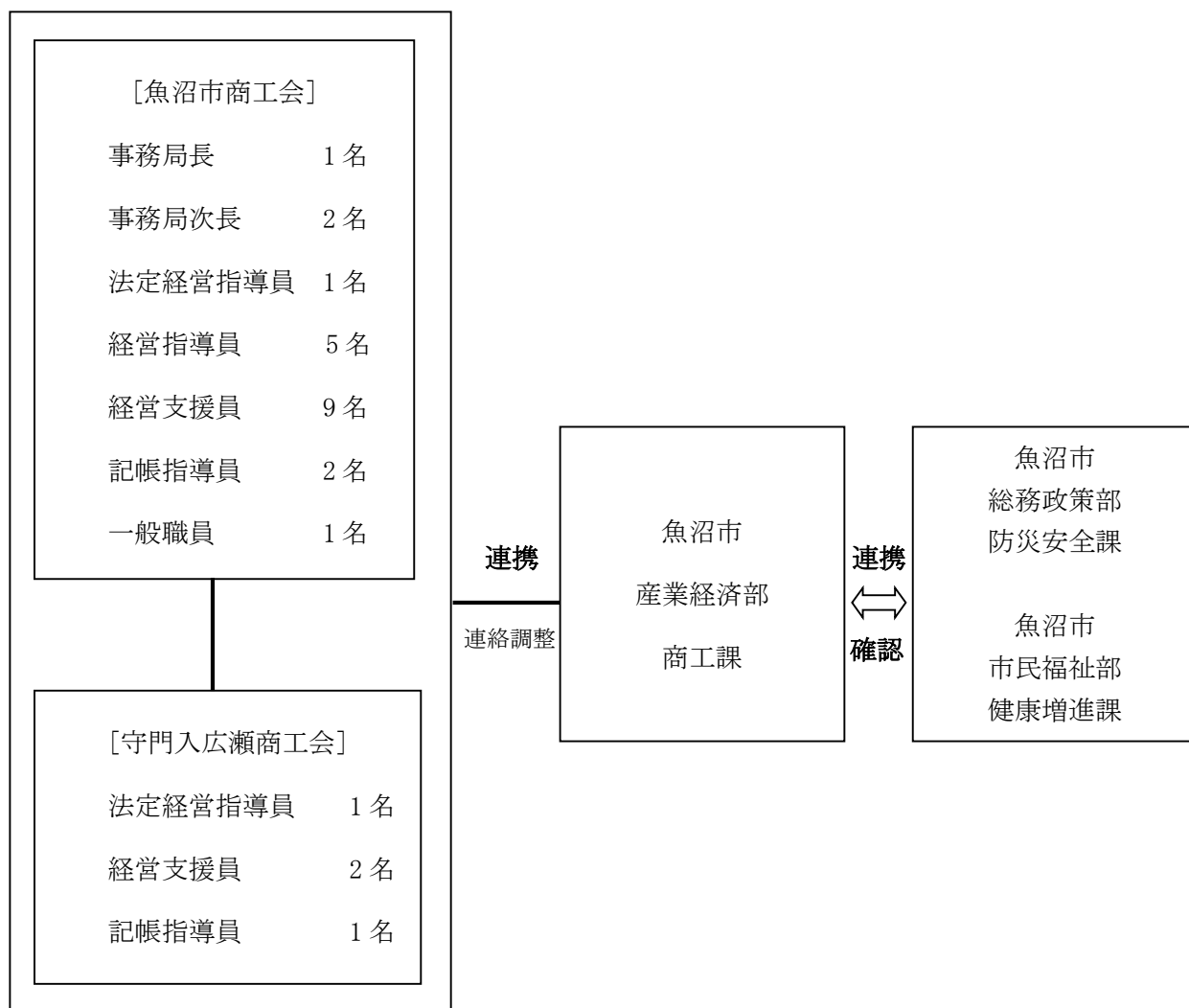
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年9月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先(連絡先は後述(3)①参照)

- 1) 魚沼市商工会 目黒 大成
- 2) 守門入広瀬商工会 酒井 祐一

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況の確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

③広域指導員の当否

経営指導員 目黒 大成、酒井 祐一は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

・魚沼市商工会

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島 1209-11

TEL 025-792-2124 / FAX 025-792-7067 / E-mail uonuma@shinsyoren.or.jp

魚沼市商工会 堀之内支所

〒949-7413 新潟県魚沼市堀之内 130

TEL 025-794-2433 / FAX 025-794-3218 / E-mail uonuma@shinsyoren.or.jp

・守門入広瀬商工会

〒946-0216 新潟県魚沼市須原 520

TEL 025-797-2272 / FAX 025-797-2643 / E-mail sumon.irihirose@shinsyoren.or.jp

・守門入広瀬商工会 入広瀬支所

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢 215-1

TEL 025-796-2152 / FAX 025-796-2166 / E-mail sumon.irihirose@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

魚沼市 産業経済部 商工課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910

TEL 025-792-9753 / FAX 025-793-1016 / E-mail shoko@city.uonuma.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・魚沼市補助金・新潟県補助金・各種手数料等収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし